

(別添2)

平成16年1月12日  
○照会先：厚生労働省健康局  
結核感染症課  
課長：牛尾  
担当：神ノ田(内線2373)  
中嶋(内線2376)  
直通：03-3595-2257  
○照会先：厚生労働省医薬食品局  
食品安全部監視安全課  
課長：南  
担当：道野(内線2473)  
直通：03-3595-2337

### 高病原性鳥インフルエンザの発生について

本日、農林水産省において家畜伝染病に指定されている高病原性鳥インフルエンザの発生について、別添のとおり公表されましたのでお知らせします。

なお、厚生労働省においては、

- ① 食品を摂取することによるヒトへのインフルエンザ感染はこれまで報告されていないが、山口県と協議して、念のため、当該施設から出荷された鶏卵について自主回収を行うよう事業者を指導している。
- ② また、諸外国では生きた鶏との接触によりヒトに感染した事例が報告されていることから、山口県を通じて養鶏従事者等関係者に対し、健康状態の確認、感染防御の徹底を指導している。

【注】当該採卵鶏農場からの食肉用としての鶏の出荷実績はない。

事 務 連 絡

平成16年1月13日

各 検 疫 所 長 殿

検 疫 所 業 務 管 理 室 長

ベトナムで発生した高病原性鳥インフルエンザ患者に係る情報提供について

WHOからの情報により、ベトナムのハノイにおいて肺炎患者から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1)が分離されたことが判明しました。

現段階では、このウイルスによる市中感染の兆しはありませんが、当該地域への渡航者に対して、別紙のとおり、情報提供と注意喚起をお願いします。またWHO、国立感染症研究所等のホームページ等から最新情報の収集に努めるとともに、帰国者で、インフルエンザ様症状を呈する者は早めに医療機関を受診するように適切な情報提供を併せてお願いします。

## ハノイ(ベトナム)における高病原性鳥インフルエンザ 患者の発生について

ベトナムのハノイで発生した肺炎患者が高病原性鳥インフルエンザであることが確認されました。このウイルスによる感染の流行の兆しは現在のところありませんが、当該地域へ渡航される方は次の点に留意するとともに、生きた鶏等を販売している市場等には立ち入らないようにして下さい。

高病原性鳥インフルエンザとは

- (1) 鳥インフルエンザのうち、感染した鳥の死亡率が高い特定のウイルスのもので、鳥から鳥へ直接、又は水、排泄物等を介して感染します。鶏、あひる、七面鳥、うずら等が感染し神経症状、呼吸器症状、消化器症状を呈します。
- (2) 感染した鳥との密接な接触等により、人に感染した事例が希に報告されています。食品(鶏卵、鶏肉)を食べることにより人に感染した報告はありません。

(参考)

一般的なインフルエンザの予防方法

- (1) 旅行前の注意  
出発前から体調が悪いと抵抗力が落ちることから、出発前から体調を整えることは病気の予防にも大切なことです。
- (2) 旅行中の注意  
体調に不安がある場合は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。  
また、外出時にはマスクを利用したり、宿泊先では加湿器などを使って適度な湿度を保ちましょう。うがい、手洗いは、かぜの予防と併せておすすめします。
- (3) 旅行後の注意  
海外旅行から戻って、発熱、鼻汁、鼻づまり、くしゃみ、せき、のどの痛みなどのインフルエンザ様症状があれば早めに医療機関を受診してください。

平成16年1月15日

各 { 都道府県 }  
      { 政令市 } 衛生主管部(局)長 殿  
      { 特別区 }

厚生労働省健康局結核感染症課長

高病原性鳥インフルエンザ対策における留意点について(通知)

高病原性鳥インフルエンザについては、昨年の感染症法の改正により四類感染症として追加され、診断を行った医師から直ちに届出が行われることとされているところであるが、平成16年1月12日に国内の養鶏農場における鶏への感染が確認されたところである。また、1月13日にベトナムでのヒトへの感染事例の発生がWHO西太平洋地域事務局(WPRO)から発表されたところである。

同疾病は、まれではあるもののヒトへの感染例が報告されていること、ヒトへの感染によりウイルス遺伝子の再集合がおこり、新型インフルエンザが発生する可能性があることから、ヒトへの感染防止、ヒトへの感染が発生した場合の迅速な治療等の対策が重要である。

貴職におかれては、下記の点に留意しつつ、対策に遺漏のなきよう特段の配慮をお願いする。

なお、高病原性鳥インフルエンザに感染したトリの処理に従事する者についての感染防御に関するWHOの勧告を参考として添付するので参照されたい。

記

1. 公衆衛生部局(保健所)においては、鶏の異常死の増加、高病原性鳥インフルエンザが発生した施設との疫学的関係が判明した等、畜産部局(家畜保健衛生所)が同疾病の発生

が疑われる情報を入手した場合には、速やかに情報提供を受けられるよう畜産部局等と緊密な連携を図ること。

また、公衆衛生部局(保健所)において、高病原性鳥インフルエンザが疑われる旨の情報入手した場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、畜産部局等に対しても情報提供を行われたいこと。

2. トリへの感染が確認された場合の鶏の処分等に従事する者は、医療用マスク、ゴーグル、使い捨て手袋、防護服、長靴を着用するなど、必要な感染防御を施すよう徹底すること。また、感染したトリと接触した養鶏関係者については、健康状態の確認等を実行すること。
3. 高病原性鳥インフルエンザに感染したトリと接触した者及び感染が疑われている農場で曝露を受けた者に対しては、その者の体内において高病原性鳥インフルエンザウイルスと他のインフルエンザウイルスの遺伝子の再集合が起きるリスクがあることから、インフルエンザの予防接種を受けるようにされたいこと。なお、接種を行う場合は被接種者に対して接種の目的等を十分説明すること。
4. 高病原性鳥インフルエンザに感染したトリが発生した農場においてトリの殺処理に従事しウイルスに汚染された可能性のある物質を吸入するなど特別なリスクを持つ者に対しては、WHOの勧告を踏まえ、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を勧奨されたいこと。なお、予防投与に当たっては、添付文書情報をもとに抗インフルエンザウイルス薬の使用の必要性を考慮の上使用するよう併せて指導すること。
5. 既に配布済みのQ&Aを活用するなどして、住民に対して正確な情報提供に努めること。なお、Q&Aは、新たな知見の集積等を踏まえて、厚生労働省のホームページ上で逐次更新を行うこととしているので留意されたいこと。

**WHO interim recommendations for the protection of persons involved in the mass slaughtering of animals potentially infected with Highly Pathogenic Avian Influenza viruses (WHO/WPRO, Manila, 14 January 2004)**

1. Cullers and transporters should be appropriately provided with personal protective equipment:
  - Protective clothing, preferably coveralls plus impermeable apron or long cuffed sleeves surgical gowns plus impermeable apron;
  - Disposable examination gloves;
  - Masks: the minimum requirement are well-fitted surgical masks. Where available the use of N95<sup>1</sup> masks is recommended<sup>2</sup>.
  - Goggles.
  - Boots or some protective foot cover that can be disinfected
2. All persons who had been in close contact with the infected animals should wash their hands frequently. Cullers and transporters should disinfect their hands after the operation.
3. Environmental clean up, should be carried out in areas of culling, using the same protective measures as above.
4. All persons exposed to infected chickens or exposed to farms under suspicion should be vaccinated with the current WHO recommended influenza vaccine to avoid simultaneous infection of human influenza and avian influenza, to minimize the possibility of re-assortment of the virus genes.
5. Passive health monitoring of the chicken cullers, truck drivers and their family members should be carried out. Involved individuals should report any relevant health problems (respiratory complaints, flu-like illness or eye infection) to a designated health care facility. Persons with high risk for severe complications of influenza (immunocompromised, over 60 years old, known chronic heart or lung disease) should avoid working with affected chicken flocks.
6. When persons are at specific risk for the inhalation of possibly infected material (cullers and farmers involved in mass culling at commercial farms), prophylaxis with antivirals is recommended.<sup>3</sup>
7. Serological surveillance of exposed animal workers and veterinarians is encouraged.
8. In liaison with designated laboratories: full blood and post mortem specimens (intestinal contents, anal and oro-nasal swabs, trachea; lung, intestine, spleen, kidney, brain, liver and heart) of animals (including pigs) should be collected for investigation of new viral isolates.

<sup>1</sup> (US NIOSH certified N-95, European CE P2, or comparable. Higher level particulate respirators may also be used\*).

\*N/R/P 95/99/100 or FFP 2/3 or an equivalent national manufacturing standard (NIOSH (N,R,P 95,99,100) or European CE EN149:2001(FFP 2,3) and EN143:2000 (P2) or comparable national/regional standards applicable to the country of manufacture.

<sup>2</sup> In the control of the outbreak of avian influenza in the Netherlands in 2003, N95 or equivalent respiratory protection was used.

<sup>3</sup> Amantadine and rimantadine: 100 mg, twice a day; Oseltamivir phosphate (Tamiflu®): 75 mg capsule once per person per day, for at least 7 days and maximum up to 6 weeks.

*It is important that both the animal/agricultural and the human health sector work together to improve the implementation of the above measures.*

*The above measures can be revised whenever new information on the local situation becomes available.*

## ■ 鳥インフルエンザに関する Q&A（平成16年1月14日改訂）

### Q1：高病原性鳥インフルエンザとは、どのような病気ですか？

トリも A 型インフルエンザウイルスの感染を受けますが、トリのウイルスはヒトのインフルエンザウイルスとは異なったウイルスです。鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれ、このうちウイルスの感染を受けた鳥類が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼びます。鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状をおこし、神経症状（首曲がり、元気消失等）、呼吸器症状、消化器症状（下痢、食欲減退等）等が現れ、鳥類が大量に死亡することもまれではありません。

### Q2：これまでにどのような国で発生していますか。

香港(H5N1 型：1997 年、2003 年)、米国(H5N2 型：1983 年、2003 年)、オランダ(H7N7 型：2003 年)、ドイツ(H7N7 型：2003 年)、韓国(H5N1 型：2003 年)、ベトナム(H5N1 型：2004 年)等世界各地で発生しています。日本では、1925 年以来発生はありませんでした。

### Q3：これまでにヒトに感染した例はありますか？

1997 年香港において H5 鳥インフルエンザに 18 名が感染、6 名が死亡していますが、ヒトからヒトへの感染はありませんでした。2003 年 2 月、同じく香港において H5 鳥インフルエンザウイルス感染が 2 名で確認され、うち 1 名は死亡していますが、その後の感染の拡大はありませんでした。2003 年 3-4 月オランダでは H7 鳥インフルエンザウイルス流行の際に、防疫に従事したヒトを中心に数十人のヒトが結膜炎を、十数人インフルエンザ様症状を呈しました。死亡した獣医師 1 名の肺から鳥インフルエンザウイルス H7N7 が分離されており、家族内でのヒトからヒトへの感染が疑われています。

### Q4：どのようにヒトに感染するのですか？

これまでのところ、まれにトリからヒトへの感染は見られた（数十例ほど）ものの、ヒトからヒトへの感染についてはオランダで疑わしいとの報告がわずかにあるのみです。またヒトが鳥インフルエンザウイルスの感染を受けるのは、病鳥と近距離で接触した場合、またはそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合が多く、鶏肉や鶏卵からの感染の報告はありません。

**Q 5 : ヒトにはどんな症状がでますか？**

オランダの例(H7 型)では結膜炎が主な症状でしたが、一部の感染者では呼吸器の症状も見られています。香港の例(H5 型)では発熱、咳などのヒトの一般的なインフルエンザと同様のものから多臓器不全に至る重症なものまで様々な症状がありました。死亡の主な原因は肺炎でした。

**Q 6 : ヒトではどのような予防方法がありますか？**

鳥インフルエンザに対する有効なワクチンは、現在のところありません(研究、開発が行われています)。本人の方が一の感染を避けるために、また付着したウイルスを他の地域のニワトリに拡げないために、鳥インフルエンザの流行が見られている鶏舎などへの出入りは、用事のない限り避けて下さい。用事があって鶏舎に出入りするときは、手袋、医療用マスク、ガウン、ゴーグルなどの着用、手洗いの励行などの、基本的な感染予防対策が必要です。

通常的生活の中で、現段階では鳥インフルエンザウイルスに関する特別な予防を行う必要はありません。

**Q 7 : ペットでニワトリや小鳥を飼っていますが大丈夫ですか？**

これまでの科学的知見によれば、鳥インフルエンザが鶏やアヒルの他にも、色々な種類のトリに感染することが知られていますが、国内で鳥インフルエンザが発生したために、これまでペットとして家庭などで飼育していたトリが直ちに危険になるということはありません。

トリや動物は、ヒトへの感染の有無は別として、ヒトとは異なるウイルスも、ヒトと共通のウイルスも保有することが知られています。

トリに限らず、動物を飼う場合は、動物に触った後は手を洗うこと、糞尿は速やかに処理して動物のまわりを清潔にすることなどを心がけることが重要です。また、動物の健康状態に異常があった場合は獣医さんに、飼い主が身体に不調を感じた場合は早めに医療機関を受診することも大切です。

**Q 8 : ヒトのインフルエンザワクチンは鳥インフルエンザに対して有効ですか？**

現在使用されているヒトのインフルエンザワクチンはヒトの間で流行している A ソ連(H1N1)、A 香港(H3N2)、および B 型に対して効果のあるもので、H5 や H7 などの鳥インフルエンザに対しては効果がありません。

**Q 9 : 鳥インフルエンザにヒトが感染した場合、どのような診断方法と治療方法がありますか？**

鳥インフルエンザはヒトで流行しているソ連型 (H1N1) や香港型 (H3N2) とは異なりますが、大きな分類ではいずれも A 型インフルエンザウイルスに属するものです。ヒトの A 型インフルエンザウイルスの診断に使う迅速診断キットで、鳥インフルエンザウイルスを検出することは可能ですが、どの型のウイルスに感染したかの同定は、分離されたウイルスの抗原解析や遺伝子の検査など、さらに細かい解析を行う必要があります。A 型インフルエンザの治療に用いられている抗インフルエンザウイルス薬も、鳥インフルエンザに効果があるといわれています。

**Q 10 : 鶏肉や鶏卵を食べて、感染することがありますか？**

食品としての鳥類 (鶏肉や鶏卵) を食べることによってヒトが感染をした例はありません。

**Q 11 : 高病原性鳥インフルエンザウイルスが存在した鶏肉や鶏卵を食べても大丈夫ですか？**

我が国では、これらの病原性の高い鳥インフルエンザは、家畜伝染病予防法上、家畜伝染病 (法定伝染病) として位置づけられており、発生した場合は、鳥の間での拡大を防ぐために発生の届出、隔離、殺処分、焼却又は埋却、消毒等のまん延防止措置が実施されることとなります。したがって、これらの感染鳥やその卵が食品として市場に出回ることはありませんし、Q10 のように、食品としての鶏肉、鶏卵などからの感染はないと考えられます。

なお、インフルエンザウイルスは、加熱 (75℃で1分) により死滅します。

**Q 12 : 山口県の事例への対策は、どのようなものですか？ (感染した鶏の処分は？)**

今回の事例では、ニワトリでの高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたものであって、ヒトへの感染は確認されていません。

現在、農林水産省では、以下のような、家畜防疫の観点での対応を進めています。

- ・当該農場の飼養鶏全羽の殺処分、消毒
  - ・半径 30 km 以内の区域の周辺農場における移動の制限、疫学調査の実施
- また、厚生労働省では、ヒトへの感染の防止や、万が一の患者の発生に備え、以下の対策を進めています。

- ・これまで、鶏肉や鶏卵の摂取によるヒトへの感染は報告されていないものの、念のため、当該農場に対し、出荷された鶏卵の自主回収、関係者の健康状態の確認、感染防御の徹底を指導
- ・万が一、患者が発生した場合に備えて、医療機関などに高病原性鳥インフルエンザが疑われる患者に関する情報提供の協力要請など、迅速な情報の把握  
このような取組を通じて、ヒトの健康被害の発生防止に努めています。

**Q 1 3 : 発生農場の鶏の殺処分等に関わる養鶏従事者・獣医師等の感染防御は、どのようなものですか？**

- ・ニワトリの殺処分と死体処理、検査などにあたっては、感染が疑われるニワトリの体液、排泄物等による汚染に注意し、作業に従事する者はそれらの体液等に直接触れたり、吸い込まないように、ガウンを着用し、手袋をつけ、ゴーグル、医療用マスク等で防御すべきです。また作業終了後は、石鹸、流水による手洗いが必須です。院内感染予防対策におけるマスク、手袋、ゴーグルの装着、手洗いの方法などを参考に作業前に練習と確認を行い、確実に実施できるようにして下さい。
- ・作業に従事した者およびその家族については、健康状態に留意し、発熱などインフルエンザ様症状の出現などの体調に異常があった場合は、その旨を医療機関に伝えた上で直ちに診療を受けて下さい。
- ・万が一、国内でトリからヒトへの感染が確認された場合は、感染者に対しては直ちに抗インフルエンザウイルス薬による治療が必要です。さらにその家族など周辺の人々へは抗インフルエンザウイルス薬の予防投薬を行うことを考慮すべきです。

**Q 1 4 : 外国でも発生していると聞きますが、海外旅行は大丈夫ですか？国内での旅行や移動はどうでしょう？**

現段階では、鳥インフルエンザウイルスの発生を理由に発生国への渡航の自粛、中止などの必要はありません。また、国内の旅行、移動も同様に、鳥インフルエンザウイルスの発生を理由にその土地への旅行や移動の自粛、中止などの必要はありません。但し不用意、無警戒に流行地の生きた鳥類のいる施設への立ち寄り、接触などは行わない方がよいでしょう。

## 今回の感染症法改正における疾病分類別の主な措置

- 1類感染症、2類感染症、3類感染症については、これまでと変わらない。  
 ○ 旧4類のうち、消毒、動物の輸入禁止等の措置が必要なものを4類感染症とし、旧4類と同じ対応のものを5類感染症とする。

	1類感染症	2類感染症	3類感染症	4類感染症	5類感染症
疾病名の規定方法	法律	法律	法律	政令	省令
擬似症患者への適用	○	○	×	×	×
無症状病原体保有者への適用	○	×	×	×	×
積極的疫学調査の実施	○	○	○	○	○
医師の届け出	○（直ちに）	○（直ちに）	○（直ちに）	○（直ちに）	○（7日以内）
獣医師の届け出	○	○	○	○	×
健康診断の受診の勧告・実施	○	○	○	×	×
就業制限	○	○	○	×	×
入院の勧告・措置、移送	○	○	×	×	×
汚染された場所の消毒	○	○	○	○	×
ねずみ・昆虫等の駆除	○	○	○	○	×
汚染された物件の廃棄等	○	○	○	○	×
死体の移動制限	○	○	○	×	×
生活用水の使用制限	○	○	○	×	×
建物の立入制限・封鎖	○	×	×	×	×
交通の制限	○	×	×	×	×
動物の輸入禁止・輸入検疫	○	○	○	○	×